

■ 第 150 回 新潟市都市計画審議会

日時：令和 4 年 4 月 13 日（水）午前 10 時～

場所：新潟市民プラザ「ホール」

（司 会）

定刻よりは少し早いようですが、委員の皆様おそろいのようなので、開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、第 150 回新潟市都市計画審議会を開催いたします。

私は本日の進行役を務めます新潟市都市計画課課長補佐の清水と申します。よろしくお願いいたします。

本日の進行、説明は、感染対策をふまえ、座ってさせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

はじめに机上に配付しております本日の資料の確認をお願いいたします。まず一つ目、第 150 回新潟市都市計画審議会次第、第 27 期新潟市都市計画審議会委員名簿、議案書の参考資料を配付しております。その他、事前に配付させていただきました議案書もご用意ください。

次に、関係機関の委員のうち、本日所用のため代理でご出席されている方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。国土交通省北陸地方整備局企画部長池田委員の代理といたしまして、北陸地方整備局企画部広域計画課長尾崎様でございます。

（池田委員 代理：尾崎）

尾崎です。よろしくお願いいたします。

（司 会）

続きまして、国土交通省北陸地方整備局港湾空港部長鎌田委員の代理としまして、北陸地方整備局港湾空港部港湾計画課課長補佐の長川様でございます。

（鎌田委員 代理：長川）

長川でございます。よろしくお願いいたします。

（司 会）

次に、本日所用のため、田村圭子委員、飯野由香利委員、内山航委員、杉本克己委員の 4 名がご欠席でございます。本日の審議会は、委員 25 名中 21 名の委員がご出席でございますので、新潟市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、議案に係る部局の幹事をご紹介します。柳田都市政策部長。
以上でございます。

本日の議案は、次第にあります1議案及び報告事項1件になります。

それでは、以後の議事進行につきましては、岡崎会長からお願いいたします。

(岡崎会長)

皆さんおはようございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、会議を開きたいと思います。はじめに、報道機関より撮影の許可を求められておりますが、許可することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、撮影を許可いたします。

先ほど、事務局から報告がありましたとおり、会議が成立しておりますので、これから議事を進行させていただきます。まず、新潟市都市計画審議会運営要綱第4条の規定により、本日の議事録署名委員に大橋泰子委員と小柳聡委員を指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、議事のスムーズな進行にご協力いただきますようお願いいたします。

議案第1号新潟市都市計画都市再生特別地区の決定【新潟駅南口西地区】の審議に移ります。では、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

おはようございます。まちづくり推進課の武石でございます。よろしくをお願いいたします。

はじめに資料の確認をさせていただきます。お手元に議案書、参考資料1及び新潟都心地域開発ガイドラインの冊子でございますが、三つの資料はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、参考資料1から説明させていただきます。あるいは前面のスクリーンもご覧いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

1ページをご覧ください。本日の議案の基となります、都市再生特別地区と都市再生緊急整備地域などにつきましてでございます。

2ページをご覧ください。都市再生特別地区は、都市計画法第8条におきまして、地域地区の一つとして定めております。都市再生特別地区の定義につきましては、都市再生特別措置法の中で規定されておまして、都市再生緊急整備地域という限られたエリアの中で、高度利用を図る区域について定めることができるものとなっております。

続きまして、この都市再生緊急整備地域の概要についてでございます。3ページをご覧ください。こちらは、都市再生緊急整備地域などの制度・枠組みを示した図となります。図中

の①にありますように、内閣総理大臣を本部長とした国の都市再生本部が閣議決定などを経まして、②の都市再生緊急整備地域というエリアを指定するものとなっております。都市再生緊急整備地域は、図の右上③にありますように、「都市開発事業等を通じて、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域」が指定を受けるものとして、現在、全国 51 地域が指定されております。今回、ご審議いただく都市再生特別地区は、図の左下の④、青点線で囲んでいるもので、都市再生緊急整備地域内で活用できる都市計画の特例制度となっております。

4 ページをご覧ください。続きまして、都市再生緊急整備地域における主な支援措置についてでございます。左側は、法令上の支援措置についてです。左上青点線囲みの①は、先ほど説明しました、都市再生特別地区についての記載となっております。

また、左下青線部②にありますように、この都市再生特別地区では、都市再生事業を行おうとする者からの都市計画提案が可能となっておりますので、今回の審議案件は、都市開発事業者からの提案に基づくものとなっております。右側は、都市再生緊急整備地域におけます金融、税制などの支援措置について記載しているものでございます。

5 ページをご覧ください。こちらは、都市再生緊急整備地域に指定されている地域の一覧となっております。全国で 51 地域が指定され、本市の都心部 153 ヘクタールは、令和 3 年 9 月に新潟都心地域として指定されました。

次の 6 ページをご覧ください。新潟都心地域として指定された区域になります。新潟駅周辺、万代、万代島、古町の 4 地区からなる計 153 ヘクタールの指定を受けております。区域の設定につきましては、新潟市の都市計画マスタープランや立地適正化計画などの上位計画との整合や周辺の開発機運などを基に指定されたものとなっております。今回、ご審議いただく新潟駅南口西地区は、新潟駅西側にある図の青線で囲んだ地区でございます。

7 ページをご覧ください。新潟都心地域の都市再生緊急整備地域の指定に取り組んだ背景といたしまして、本市の都心部が現在抱えている課題についてでございます。建築物の老朽化についてです。現在、新潟駅の万代口側では、ビルの建て替えがいくつか進められております。一方、新潟駅や古町周辺では、昭和 56 年以前に、いわゆる旧耐震基準で建設された古いビルが多く存在し、およそ半数を占めている状況でございます。

また、右上のグラフから、本市のオフィスビルの建築は 1960 年以降に増えはじめ、2000 年以降、新規の供給が落ち込み、地区 40 年を超える古いオフィスビルが増えてきております。昨今、地震などの自然災害などが頻発化、激甚化する中、市街地の安全性向上や現在の企業ニーズに合ったオフィスビルの整備などのために、市街地の更新が必要であると考えております。

次に、下のほうのグラフになりますが、本市への企業誘致・進出企業数について、本市が

把握している平成 26 年度以降のグラフでございます。東日本大震災の経験から首都圏直下型地震の備えなど、地方に企業の拠点を分散・新設する動きが加速している状況から、本市へも事業所などの新設を検討する企業が多く視察に訪れております。オレンジ色の折れ線グラフに示すとおり、視察件数は年々増加している傾向にあります。一方、実際に進出に至った企業が青の棒グラフになっておりまして、視察件数との開きがございますが、これは進出を検討する企業が求める広さや設備を備えたオフィスが都心部に不足していることが、主な原因と考えられます。あわせて、若年層の人口流出や雇用対策が喫緊の課題となっている本市では、企業誘致の受け皿となる高機能なオフィス床の確保は、緊急かつ重点的に民間による整備を推進する必要があります。このたび、ご審議いただく都市再生特別地区につきましては、提案制度を活用した優良な市街地の民間開発ですので、都市の安心安全、新たな雇用の確保などが図られるものと考えております。

8 ページをご覧ください。都市再生緊急整備地域に指定されたエリアでは、現状、課題や地域の特徴などを踏まえ、地域の整備の方向性などを定めた地域整備方針が示されております。新潟都心地域の地域整備方針全文は、お手元にお配りしております青色の冊子の 28 ページに記載しておりますので、あわせてご覧いただければと思います。こちらの 28 ページの詳細の説明については、割愛させていただきますが、地域整備方針の要点をこのパワーポイントのオレンジ色で囲んだ内容でまとめております。本市の特徴であります「みなと」をはじめとする、「拠点」、「安心安全」、「賑わい」、「環境」の五つのキーワードを軸としながら、新潟都心地域が目指す将来像や整備の方針が定められております。

ここまで、都市計画決定の内容の前段として、都市再生特別地区や都市再生緊急整備地域の制度、概要などについて説明させていただきました。

9 ページをご覧ください。ここからは、都市計画決定の内容について、説明させていただきます。

10 ページをご覧ください。今回の都市計画手続きの状況についてです。本案件は、図の青書きの部分になりますが、12 月 1 日付で都市再生特別地区の第 1 号案件として、開発事業者から本市へ提案書が提出されました。その後、本市では、この提案内容を関係課長級の検討会、関係部長級の審査会におきまして、助言なども行い、提案内容が、法令や整備方針に合っているものと認めさせていただきまして、都市計画の手続きを開始したところでございます。都市計画法第 17 条による都市計画案の縦覧をこの 3 月 22 日から 4 月 5 日で実施し、意見書の提出などは事前に行った素案縦覧も含めましてございませんでした。本日は、この都市計画案を本審議会でご審議いただくものでございます。

続きまして、都市計画提案の内容についてでございます。11 ページをご覧ください。

都市計画提案の地区の位置でございます。図面中央、新潟駅南口広場の西側で、現在、国により（仮称）バスタ新潟の計画検討が進められておりまして、そのさらに西側の赤で囲んだエリアが新潟駅南口西地区でございます。現在は商業地域、準防火地域の指定区域となっております。なお、資料中の水色で示している線は、周辺の都市計画道路で、実線は整備済み、破線は未整備の区間を示しております。また、黄色の着色は、鉄道の高架化、万代広場や高架下のバスターミナルの整備が進められているエリアでございます。

12 ページをご覧ください。都市計画提案の内容についてでございます。提案者及び都市計画名称は記載のとおりでございます。都市計画の内容は、都市再生特別地区として定める必要があり、容積率の最高限度、最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限の6項目を含んだ提案となっております。また、現状の都市計画における建築制限などの数値を点線囲みの中に記載しております。容積率の最高限度につきましては、現状の400パーセントを600パーセントに緩和、建ぺい率の最高限度につきましては、現状と同様の80パーセントとなっております。また、敷地の高度利用を図る容積率の最低限度は200パーセント、建築面積の最低限度を500平方メートルとしています。あわせて、高さの最高限度として110メートルを設定しています。110メートルの高さにつきましては、次のページで説明する建築物の高さを基準に設定しています。さらに周辺の道路空間と一体となった歩行空間を敷地内で確保するため、道路境界線より建物の壁面を2メートル離すこととしています。本提案の理由は、記載のとおりとさせていただきます。

続きまして、この容積率の緩和などをふまえて、計画区域内で実施予定の都市再生事業の概要につきまして説明いたします。13 ページをご覧ください。

提案された新潟駅南口西地区内では、3棟を建築する事業計画でございます。一番高い建物ですが、事前の配付資料では約98メートルとさせていただいておりましたが、消防との調整の結果、約104メートルとなりましたので修正しております。こちらの3棟を合わせまして容積率は約520パーセント、建ぺい率は約60パーセントの計画となっております。当該地区の現状の容積率制限は400パーセントでありますので、今回の都市計画提案により600パーセントに緩和し、事業を行うものとなっております。また、104メートルという高さをふまえて、都市計画の高さの最高限度を110メートルという提案となっております。

14 ページをご覧ください。本事業の実施によります都市再生への貢献についてでございます。貢献内容といたしまして、(1) 都市機能の導入、(2) 都市基盤の拡充、(3) 防災機能の強化と脱炭素の取組みの3点でございます。

15 ページをご覧ください。はじめに都市機能の導入についてです。3棟あるうちの右上の建築予定の建物では、賃貸オフィス及び専門学校が計画されております。当建物の1階にお

きましては、図にありますようにビジネスの交流拠点となるカンファレンススペースや、ビジネス交流・支援カフェ、ビジネス情報ラウンジによりまして、事業者間の交流を促進する環境を整え、新産業やベンチャー創出につながるスタートアップ拠点の形成に貢献するものでございます。また、建物東側には、オープンテラスやキッチンカースペースなどの確保によりまして、賑わい創出に寄与するものとなっております。

16 ページをご覧ください。本提案では、5フロア合計で約1,000坪の広いオフィスを確保する計画となっております。また、1フロアを広く使いたいという企業から、ベンチャー企業や新規事業を立ち上げるなど、比較的コンパクトなオフィスの需要まで対応できるオフィス計画となっております。そのほか、AIシステムやeスポーツなどのIT分野の高度人材を育成する専門学校を誘致し、関係大学や企業と連携しながら、産官学連携で新事業を育成する取組みなどを進める計画となっております。

17 ページをご覧ください。3棟構成のうち右下に位置する建物は、マンションの建築が予定されておりまして、1階にはテレワーク可能なライブラリーラウンジ・ワーキングスタジオを整備するとともに、各住居におきましても、新しい働き方も可能となるような居住環境整備をするなど、都心居住を推進していく取組みが計画されています。

18 ページをご覧ください。次に、都市基盤の拡充です。本提案では、周辺の歩行者空間と一体となった回遊性のある空間形成のため、敷地内におきまして、図の赤点線で示す位置に歩行者通路を設け、青線部分には壁面位置をセットバックすることによりまして、歩道状のスペースを設ける計画としております。また、歩行者空間の沿線では緑地を設けるとともに、敷地右下の緑色の点で示す広場スペースにはシンボルツリーを設けるなど、歩いて楽しい空間の形成にも寄与する計画となっております。

19 ページをご覧ください。次に、防災機能の強化と脱炭素の取組みについてです。防災機能の強化では、建物のエントランスホールなどを災害時の帰宅困難者対策としての一時避難施設や、津波避難ビルとしての指定などを計画しているほか、敷地右下の広場スペースは、マンホールトイレやかまどベンチなど、災害時に対応した施設を配置する計画としています。

脱炭素の取組みといたしましては、電気自動車の充電設備を複数台設置するとともに、地域の再生可能エネルギーを調達、供給する地域新電力会社である新潟スワンエネルギーの活用を計画しております。

続きまして、上位計画と当地区の位置づけなどについて説明いたします。20 ページをご覧ください。左上黄色の枠は、新潟県が策定しています新潟都市計画区域マスタープランでございまして、当計画におけるこの地区の位置づけといたしましては、業務地機能の充実や土地利用の高度化などが挙げられています。中央上の緑色の枠は、新潟市都市計画基本方針、

市の都市計画マスタープランでございまして、当計画では、商業、業務、交流機能の強化、高次都市機能の集積、居住環境改善に貢献する住宅誘導などが挙げられております。右上、青色の枠は、新潟市立地適正化計画でございまして、当計画は多様な交流・賑わい創出、低未利用地の活用などが挙げられています。下のピンク色の枠は、新潟都心地域の地域整備方針でございまして、他の計画に比べまして、少し詳細な内容になっておりますが、敷地の高度利用や津波避難ビルなどの整備、業務機能や都心居住の強化・推進、回遊性の強化や高度人材の育成、再生可能エネルギーの活用促進などが挙げられております。

21 ページをご覧ください。本地区周辺の航空写真に、赤線の都市再生緊急整備地域の区域を落としたものとなっております。本地区は、都市再生緊急整備地域内に位置しまして、先ほどの上位計画などにおきまして、高度利用を図る地域となっております。また、本地区は、新潟駅に近接する大区画の低未利用地でございまして、提案事業の展開によりまして、新潟駅周辺にふさわしい一体的な高度利用が促進されるものでございます。

22 ページをご覧ください。今回の計画提案に係る事業につきましては、新潟駅周辺という立地特性を活かしながら、ビジネス拠点や人材育成拠点、産官学連携拠点を形成するほか、テレワークなど新たな生活様式に対応した都心居住の推進、緑地などのオープンスペースの創出、歩行空間確保、防災面や環境面を考慮した建築物の整備など、今ほど説明させていただきました地域整備方針や県、市の上位計画に合致し、本市都心部の再生、活性化に貢献する事業となっております。本市といたしましては、本地区にふさわしい合理的かつ健全な高度利用を図るため、都市再生特別地区として都市計画決定の必要性・妥当性があるものと考えております。

ここまで都市再生特別地区の決定について説明させていただきました。

スライドの説明は以上となります。

次に議案書の説明をさせていただきたいと思っております。議案書をご覧ください。と思いません。

まず1ページ目が、都市計画の計画書となります。先ほどのスライド資料で説明させていただきました都市計画提案の内容となります。再度の説明となりますが、面積は0.8ヘクタール、容積率の最高限度は600パーセント、最低限度が200パーセント、建ぺい率の最高限度は80パーセント、建築面積の最低限度は500平方メートル、高さの最高限度は110メートル、壁面の位置の制限として、建築物の外壁などを道路境界から2メートル離すこととしております。

都市計画決定の理由といたしまして、新潟駅南口西地区におきまして、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、都市再生特別地区を決定するものであり

ます。

続きまして、2ページをご覧ください。総括図となります。縮尺2万5,000分の1の都市計画図に、新潟駅南口西地区の区域を示しています。現状は、商業地域、準防火地域に指定されている区域となっています。

続きまして、3ページをご覧ください。計画図となります。縮尺2,500分の1の図面に赤い一点鎖線で新潟駅南口西地区の区域を示しています。なお、区域は地番界や道路の中心界を境界としています。

続きまして、4ページをご覧ください。壁面の位置の制限を示した計画図となります。縮尺2,500分の1の図面に赤い一点鎖線で新潟駅南口西地区の区域を示しています。また、黄色い点線では、制限を受ける位置を示しております。

続きまして、5ページをご覧ください。この5ページから7ページまでが都市計画の案の理由書となります。理由書に記載の内容は、スライド資料の20ページ以降で、上位計画における位置づけや都市計画の必要性・妥当性として、説明させていただいた内容となります。

次に、8ページをご覧ください。最後となりますが、都市計画の手続き状況について説明します。これまでの経過につきましては、先ほどのスライド資料で説明させていただきましたが、今後につきましては、本日の都市計画審議会でご審議いただいた後、県知事、国土交通大臣との協議を経まして、令和4年5月下旬ごろの都市計画決定を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(岡崎会長)

では、ただいま説明のありました議案について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(高橋委員)

一点だけお尋ねしたいと思います。本提案につきましては、賑わいの創出とか、これが拠点の一つになるということで、十分期待されるので、提案に対しては賛同いたします。ただ、1点老婆心ながら、この周辺、それから万代地区もそうですけれども、最近、頓にマンションの建設ラッシュといますか、相当、あちこちで槌音が聞こえています。オフィスビルもしかりということで。供給過剰とか、いろいろなことが出てくるおそれがあるのかと思っているのですけれども、今現在のマンションやオフィスビルの空室率というものがお分かりでしたら教えてください。

(事務局)

大変申し訳ありません。空室率までは、我々のほうで把握していないのでお答えはできま

せんけれども、基本的には、必要な件数ということで、マンションを建設されているところからお聞きしておりますので、過剰になっているというお話は聞いていない状況でございます。

(岡崎会長)

よろしいですか。ほかにご意見、ご質問はいかがでしょうか。

(富山委員)

新潟県の意見照会回答と国土交通省事前協議回答という中身をもしよろしければ教えていただければと思います。

(事務局)

事前協議では、特に意見はございませんでした。

(岡崎会長)

よろしいでしょうか。では、ほかにご意見、ご質問は。

(平山委員)

学生が入るスペースですので、駐輪場の整備を予定していると図面で見ましたけれども、学生数と駐輪場の予定台数とか、その辺のことを教えてください。

(事務局)

まだ、学生数とかまでは決まっていないということで聞いております。

(平山委員)

駐輪場の予定台数も決まっていないのでしょうか。

(事務局)

大変申し訳ありません。駐輪場についても、まだ台数までは決まっていないということでございます。申し訳ございません。

(平山委員)

その辺のこともあわせて、今後ともご検討よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

(岡崎会長)

ほかはいかがでしょうか。

(樋口委員)

非常に魅力的な提案で、全体としては非常に良好な計画と拝察いたしました。

一つ、この参考資料の1ですか。18枚目のスライドに都市再生への貢献内容という部分がございます。この中に回遊性を持ったウォークアブルな空間の整備が必要ということで、提案

者は歩道状の空地という、敷地内に多分、この歩道状の空地を検討されているということですけれども、非常にいい提案だと思います。ですが、この敷地に続いて、このエリアは、いろいろな場所でこういう歩行空間が提案されると思うのですけれども、それはやはり歩行者からするとつながっていて、良好な空間になるのだと思います。これが先行事例になるのだとすると、このエリアを含んだ駅南口全体の歩行空間のデザインのようなものをこれと同時になのか分かりませんが、ぜひご検討いただいて、それが良い先事例になるような提案にできるように事務局と事業者とでご検討いただけるといいかと思います。特に、対面に公園状の緑地があるのですけれども、どうもこれがこの地区内の道路空間のような形に位置づけられているようです。将来的にどうなるのかということが全然見えないのですけれども、ぜひ緑化と合わせて道路空間の再構築と、公共空間の再構築と一緒に進めていただけるといいかと思います。これは一部提案になりますけれども、よろしく願いいたします。

(岡崎会長)

ありがとうございます。今のことについて、事務局から何かコメントありますか。

(事務局)

ありがとうございます。これからまたいろいろな動きが駅南の地区は出てくると思いますので、今、頂いたご意見も含めまして、関係するところとまた意見交換させていただければと思います。ありがとうございました。

(鈴木委員)

樋口先生のご提案、私も大変共感いたします。周辺との連動性とか、一体感、ぜひよろしく願います。公園についてもそうかと思っております。

私からの質問といいますか、意見といいますか、駐車場について、事前レクチャーでも質問させていただきましたが、改めて、今回の資料、特に都市再生への貢献内容というところだと、脱炭素とか、環境負荷低減がキーワードとしてかなり強調されているかと思えます。この脱炭素社会の流れは、やはり各都市で積極的に進められていますし、海外の都市でもかなり強力に推進されているということだと思えます。この脱炭素社会の流れで、特に脱車ですよね。こういったところもやはり目指さなければいけないということだと思えます。今、パブリックコメントを実施中の都市計画マスタープランでも、やはりこの辺はかなり強調されているかと思えます。ですので、駅ほぼ直結の敷地で、この建築面積比で40パーセントを超えるような駐車場ですね。3棟のうち1棟が駐車場ということに対して、この上位計画との整合性も含めてどう考えておられるのか。特に今、高齢者の方だけではなくて、若い方々、そしてまた県外の新潟への出店を考えている企業の方々も極力車に頼らないで暮らしができるような新たな生活様式都心居住、都心での仕事場を模索していると思っておりますので、全国か

らも注目されていると思いますので、この駐車場が3棟のうち1棟、建築面積にしてかなり割合を占めているということに対しての、私自身は違和感を感じますが、その辺、どう考えておられるのか教えてください。

(事務局)

駐車場につきましては、基本的には現況が駐車場になっておりますので、その部分の確保もあります。新たにマンションの住居者の方用、他に業務系の方の使用ということで、事業者からは必要台数ということでお聞きしております。ただ、今回につきましては、津波避難ビルという形で、駐車場もその活用も含めていただいておりますので、大空間でのそういった多くの方が一時避難していただくところに指定を頂くという予定で聞いております。そういった面から、今回は非常にありがたいと我々考えております。台数については、またこれから全体的な検討が必要になるのかとは思っています。合わせて今回、電気自動車の充電設備という対策も含めてご検討いただいておりますので、環境にもまた配慮いただけるものと思っております。

(鈴木委員)

この駐車場は一般の利用もあるでしょう、有料駐車場みたいな形の、そういったことも考えておられるのですか。

(事務局)

今回の駐車場については、一般と住居者、業務系の方が皆さん使われるような形で考えていられるということです。

(鈴木委員)

極力、車に依存しないようなまちづくり、都市計画を目指していただければと思います。よろしくをお願いします。

(三宅委員)

今の二方の質問に関連してなのですけれども、東側の新潟駅西線というのが、万代側と南口をつなぐ、特に車では重要な動線なのかなということと、バスタ新潟という機能は、ある程度、計画が固まっているのでしょうか。東京などだと、新宿の南口にあって、けっこういい施設になっているように思うのですけれども、高架下のバスターミナルの機能とどのように補完するような形で考えてらっしゃるのかということをお聞かせ願えればと思います。

(事務局)

まず新潟駅西線につきましては、現在、検討させていただいている状況でございます、供用時期はまだ未定になっております。バスタ新潟につきましても、現在、国と市のほうと含めて検討中でございます、バスタだけではなくて、ある程度、そういった商業施設も入

れるようなものとして検討いただいております。高架下につきましては、新潟交通の路線バスということになるかと思えますけれども、バスタにつきましては、いわゆる高速バスといった中長距離のバス停という形で位置づけていくものと聞いております。

(三宅委員)

分かりました。重要な場所であるのかと思います。今、駅の西側のぽんしゅ館のあるところが歩行者の流通になって、そこからバスタのあるところが確か自転車置き場です。利用者数は相当のものになっていたりして、それで西線というものができれば、今まで非常に迂回していたものがかなり直接、万代側と南口がつながって、この土地も対象とするところなので、先ほどの歩行者の動線みたいな話もありましたけれども、この西側に行くと同列デベロッパーか分かりませんが、やはり専門学校もすでに建っていたり、マンションも建っていたりするので、非常に重要な土地なのかなということで、留意してやっていただければということです。

(岡崎会長)

よろしいでしょうか。それでは、ほかにいかがでしょうか。反対のご意見はないということでもよろしいでしょうか。

それでは、この議案については、反対のご意見はないようですので、議案第1号新潟都市計画都市再生特別地区の決定（新潟市決定）【新潟駅南口西地区】については、原案のとおり答申してよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、原案のとおり答申いたします。議案については、以上になります。

その他の事項について、事務局からご説明お願いいたします。

(事務局)

事務局の都市計画課の丸山でございます。資料はございませんが、令和4年度の都市計画審議会にお諮りします主な事項について、ご報告をさせていただきます。付議または報告の案件といたしましては、下水道計画の変更、今現在、パブリックコメントを実施してございます新潟市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）の改定などを予定してございます。また、新潟都市計画区域は、新発田市、聖籠町、新潟市の広域の区域区分について、前回見直しから概ね10年が経過しているということから、将来の市街地の拡大、もしくは縮小、逆線引き等について、新潟県が中心となり関係する行政機関との事前調整を進めている状況でございます。本市としても対応していきたいと考えてございますので、詳細につきましては、関係機関との協議が整い次第、本審議会に報告をさせていただきたいと考えてございます。

最後に委員の皆様の任期についてでございます。任期については6月14日をもって満了となります。任期満了まで現時点では審議会を開催する予定がございませんので、本日が第27

期委員の皆様からご審議いただく最後の審議会となる見込みでございます。これまで2年間、逆線引きとなっていました坂井村上の市街化区域の編入ですとか、地区計画の変更、新型コロナの関係で、初めてとなります書面による審議会の開催など、厳しい状況の中でも本市まちづくりの実現に向けて、岡崎会長はじめ、委員の皆様から大変ご尽力を頂きましたこと、改めて感謝を申し上げます。今後とも変わらぬお力添え、ご協力をお願い申し上げまして、事務局からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(岡崎会長)

それでは、以上をもちまして、新潟市都市計画審議会を終了させていただきます。

では、進行を事務局にお返しいたします。

(司 会)

最後に連絡事項がございます。駐車券を受付で預けられました委員の皆様につきましては、駐車券を受付に置いてございますので、お持ち帰りをお願いいたします。

それでは、都市計画審議会を終了いたします。本日は長時間にわたるご審議ありがとうございました。